

告示第 150 号  
令和 7 年 9 月 24 日

今帰仁村長 久田 浩也



## 一般競争入札(条件付)の実施について

今帰仁村が発注する今帰仁村立学校情報機器整備事業(その5)について、一般競争入札(条件付)(以下「入札」という。)に付すにあたり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び今帰仁村契約規則(平成14年規則第17号)第20条に基づき、次のとおり公告します。

### 1 入札に付する事項

- (1) 事業名 今帰仁村立学校情報機器整備事業(その5)
- (2) 納入期限 令和8年2月27日
- (3) 納入場所 兼次小学校、今帰仁小学校、天底小学校、今帰仁中学校
- (4) 仕様書 別紙のとおり

### 2 入札に参加する者に必要な資格

本事業の入札に参加できるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にあるものでないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日から落札決定日までの期間に国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 沖縄県本当北部地域に本社、又は支店・営業所等の拠点があること。
- (7) 過去2年以内に、国、都道府県又は地方公共団体と2回以上にわたって同種の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

### 3 入札参加申し込みについて

- (1) 入札の参加を希望する者は、本事業に係る一般競争入札参加資格確認申請書その他関係書類(以下「確認資料」という。)を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出期限までに確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認

められる者は、入札に参加することができない。

- (2) 確認資料の提出期限は、公告の日から令和7年10月8日(水)までの(土曜日、日曜日を除く)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とする。
- (3) 確認資料の提出場所は、「11 問い合わせ先」を参照。
- (4) 確認資料の提出方法は、持参又は郵送(郵送の場合は上記(2)の提出期限までに担当課に必着のこと。)提出期限後においては、提出した確認資料の差替え又は訂正等は認めない。
- (5) 提出された資料は返却しません。
- (6) 競争入札参加資格の確認審査結果は、令和7年10月9日(木)までに通知します。
- (7) (6)にて入札参加資格があると認められた者であっても、確認審査結果の通知後に入札参加資格を欠く事項等が判明した場合は、その確認審査結果を取り消します。

#### 4 確認資料について

確認資料は以下に示すとおりとし、提出部数は1部とし、公共機関等から発行される証明等は3ヶ月以内に取得したものとする。

- (1) 一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 企業概要説明書(様式2)
- (3) 業務経歴書(様式3)

※ 過去3年以内の都道府県又は地方公共団体との経歴とし、契約書の写し等を添付すること。また、直近2年間の同種の契約については契約書及びその業務を完了したことが分かる書類の写し等を添付すること。

- (4) 履歴事項全部証明書(写可)
- (5) 印鑑証明書(原本)
- (6) 入札保証金免除申請書(様式4)

※ 「9 入札保証金に関する事項」の免除事項に該当する場合のみ。

#### 5 同等品の確認について

- (1) 仕様書に例示した参考品のほか、それと同等以上の物品(以下「同等品」という。)を選定し、入札に参加することができる。同等品を選定する場合には、同等品申請書(様式第9号)及び該当製品のカタログ等を添え、令和7年10月3日(金)の(土曜日、日曜日を除く)午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)までに提出し承認を受けなければならない。
- (2) 同等品申請書の提出場所は、「11 問い合わせ先」を参照。
- (3) 同等品申請書の提出方法は、持参又は郵送(郵送の場合は上記(2)の提出期限までに担当課に必着のこと。)提出期限後においては、提出した同等品申請書の差替え又は訂正等は認めない。

## 6 応札明細の提出

応札明細書（様式 8）を令和 7 年 10 月 8 日(水)までに持参又は郵送（郵送の場合は上記提出期限までに担当課に必着のこと。）にて提出すること。

## 7 質問及び回答

- (1) 仕様書等に関する質問・回答書（任意様式）を「11 問い合わせ先」に FAX により提出すること。（電話による質問は受けません。）
  - ・受付期限は、令和 7 年 10 月 1 日(水)午後 4 時迄とする。
- (2) 回答は令和 7 年 10 月 2 日(木)午後 4 時迄までに本村ホームページで随時公開します。  
※質問が無い場合は、回答の掲載は行いません。

## 8 入札執行の場所及び日時

- (1) 日時 令和 7 年 10 月 15 日(水) 午前 10 時
- (2) 場所 今帰仁村役場 第 2 会議室（2 F）

## 9 入札保証金に関する事項（今帰仁村契約規則第 21 条に基づく）

一般競争入札に参加しようとするものは、その者の見積りに係る入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札の前日までに入札(契約)保証金納付書により納付しなければならない。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合には、入札保証金免除申請書(様式 4)を提出し、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項に規定する資格を有する者で過去 2 か年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であって、その者が落札後契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札保証金は、入札終了後入札(契約)保証金還付請求書を受けて還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。この場合、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (4) 落札者が正当な理由がなく村長の指定する期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、本村に帰属する。

## 10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

## 11 問い合わせ先

- (1) 名 称 今帰仁村教育委員会 学校教育課
- (2) 住 所 〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根 219 番地
- (3) 連絡先 TEL 0980-56-2645 FAX 0980-56-5274

## 12 その他

### (1) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格がない者のした入札又は、今帰仁村契約規則第 26 条 3 項の規定による確認を受けない代理人がした入札
- イ 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
- ウ 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- エ 入札者又は代理人の記名押印がない入札
- オ 同一入札について入札者又は代理人が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札
- カ 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、双方の入札
- キ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ク 入札書の表記金額を訂正した入札
- ケ 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) その他詳細は、仕様書による。